

令和3年12月16日

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

総務常任委員会
委員長 伊達 正信

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第74号議案 宗像市記号式投票に関する条例を廃止する条例について

宗像市長選挙及び宗像市長選挙と同時に行われる宗像市議会議員補欠選挙の投票を自書式投票に統一することに伴い、条例を廃止するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

本市においては、昭和39年から市長選挙等について、期日前投票、点字投票、不在者投票を除き、記号式投票を実施してきた。記号式投票のメリットは、自書式投票に比べ開票作業の時間が短くなり結果が早く出せるという点であったが、期日前投票制度の導入以降、最近では期日前投票の割合が約4割を占めるようになり、また、投票用紙自動読み取り機の性能向上などにより、自書式投票でも開票作業の時間の短縮が図られるようになったことから、全ての選挙の投票を自書式投票に統一するため、条例を廃止するものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第75号議案 宗像市固定資産評価審査委員会条例及び宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例の一部を改正する条例について

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服審査に必要な書類及び市民政策提案手続における署名簿への押印等を不要とすることに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある所有者等が、宗像市固定資産評価審査委員会に対して行う審査申出について、手続に必要な書類である審査申出書及び口述書への押印を廃止するものである。

2 500人以上の連署により政策提案ができる市民政策提案手続について、手続に必要な書類である署名簿への押印を廃止するものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第76号議案 宗像市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

本市の組織機構の見直しに当たり、業務執行体制の一部を変更することに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

会計管理者と会計課長を統合して課長級職員の会計管理者を配置し、実務的な業務を行う担当職員を1人増やすことで、実務における負担を軽減し、事務の効率化を図るものである。債券等の資産運用を積極的に行ってきた背景から部長級職員を配置していたが、県内で部長級職員を配置しているのは福岡市・北九州市・久留米市以外で本市のみであり、資産運用については、庁内で組織する資産運用決定委員会で進める体制が確立されたため、会計管理者を課長級職員とする。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第77号議案 宗像市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

職員のサービスの宣誓に関し、宣誓書への押印及び対面での宣誓を不要とすることに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

行財政改革の取組の一環として宣誓書への押印を廃止し、また、対面規制の見直しにより、対面でなくてもサービスの宣誓を実施可能とするものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第78号議案 宗像市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

公平委員会の委員のサービスの宣誓に関し、対面での宣誓を不要とすることに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

対面規制の見直しにより、対面でなくてもサービスの宣誓を実施可能とするものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 79 号議案 宗像市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法の規定に基づき、附属機関として新たに宗像市いじめ問題再調査委員会を設置するに当たり、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 宗像市いじめ問題再調査委員会は、いじめ防止対策推進法に基づく法定の再調査機関であり、いじめの重大事態が発生した際に、市教育委員会所管の宗像市いじめ防止対策推進委員会が行った調査結果に対して市長が必要と認めた案件について、再調査を行う機関である。
- 2 宗像市いじめ問題再調査委員会は、市長部局が所管する。委員構成は弁護士、医師、学識経験者、心理または福祉に関する知識を有する者等を想定している。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 80 号議案 宗像市立大島へき地保育所の指定管理者の指定について

宗像市立大島へき地保育所の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 概要は次のとおりである。
 - (1) 施設の名 称 宗像市立大島へき地保育所
 - (2) 団体の名称等 社会福祉法人紅葉会
理事長 小寺 安
福岡市東区原田二丁目 1 5 番 1 8 号
 - (3) 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 2 大島においては、島における保育を欠けることなく安定して継続することが大きな課題であり、現指定管理者である社会福祉法人紅葉会は、第 1 期から現在まで大島へき地保育所を運営していること、第 2 期、第 3 期の公募においては、同法人以外からの応募がなく、これまでの実績や、保護者及び地域住民から高い信頼を得ていることを踏まえ、引き続き同法人に運営を委ねることが最も事業効果が期待できると判断し、今回公募から非公募に変更した。

【意見】

(賛成意見)

- ・大島唯一の保育施設として、健全な経営状況、質の高い保育の提供、地域住民との積極的な交流を実施しており、次期指定管理者としてふさわしいと考える。しかしながら、ゼロから2歳児未満の保育の手段が大島にはなく、子育て世代にとってゼロから2歳児未満を預けることができる保育所は必要不可欠であり、利用時間及び入所年齢の変更について検討していただきたい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

請願第1号 「核兵器禁止条約への参加（署名・批准）、及び参加までの間、条約締約国会議にオブザーバー出席を求める」意見書を採択し政府及び国会に送付することを求める請願

【請願者】

宗像市陵厳寺二丁目16番14号

むなかた九条の会事務局次長 長田 正幸 氏

宗像市土穴一丁目15番20号

むなかた九条の会共同代表 谷本 純一 氏

宗像市日の里八丁目14番地21

原発なくそう！九州玄海訴訟地域原告団しこふむ会代表 岡本 良治 氏

宗像市平井一丁目17番5号

新日本婦人の会宗像支部長 辻 伸子 氏

宗像市自由ヶ丘九丁目7番地1

全日本年金者組合宗像支部長 須田 鋭一 氏

宗像市自由ヶ丘七丁目28番地7

福岡県退職教職員協議会宗像支部長 下条 克弘 氏

宗像市三郎丸三丁目11番23号

あなたと市政をつくる会世話人代表 吉積 明子 氏

宗像市赤間文教町1番1号

福岡教育大学教職員組合執行委員長 笹原 浩仁 氏

【請願の趣旨】

人類の願いである核廃絶を目指し積極的役割を果たすよう、2021年1月22日に発効した核兵器禁止条約への参加（署名・批准）及び参加までの間、条約締約国会議へのオブザーバー出席を政府及び国会に要請する意見書の採択について請願するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 請願者の意見陳述では、令和2年9月定例会での請願の後、批准国が50か国を超え、本年1月22日には核兵器禁止条約が発効され、国内では3分の1以上の自治体議会が核兵器禁止条約への参加を求める意見書を採択して政府に送付しており、政府与党の国会議員の中にも閣僚を含め、条約の参加及びオブザーバー参加に賛成する意見が多いとの紹介があった。こうした情勢の変化により今回の請願に至ったこと、また、今回の請願においては2,000人を超える請願署名が集まったことなどが語られた。
- 2 紹介議員からは、本年9月24日の時点で、署名国が86か国、批准国が56か国に増え、核の傘の下にあるNATO加盟国では、ノルウェーに次いでG7の一員でもあるドイツもオブザーバー参加を表明し、国際情勢も変化してきているとの紹介があった。最終目的は条約への署名・批准だが、まずは来年3月22日からオーストリアのウィーンで開かれる第1回締約国会議に、オブザーバー参加するよう意見書を出す必要があるとの説明があった。

【意見】

(賛成意見)

- ・核兵器禁止条約が発効され、核兵器は道義的にも国際法的にも許されないものとなっている。戦争被爆国としての立場を取れば直ちに条約に参加すべきだが、オブザーバー参加をするという姿勢だけでも、我が国の最低限果たすべき責務だと考える。核兵器禁止条約をめぐる世界の流れが確実に前進している中で、日本政府の姿勢を動かすのは国民の声であり、地方議会の大きな役割である。
- ・日本政府は、アメリカの核の傘が自衛に不可欠という立場を取っており、核保有国と非核保有国の分断を深めるということを理由に核兵器禁止条約には参加していないが、日本は唯一の戦争被爆国であり、数十万人が死亡し、今も後遺症などで苦しんでいる方もいる。核兵器の怖さを体験した国として、核兵器のない世界を実現することは多くの国民の願いであり、まずはオブザーバー参加をすること、そして将来は核兵器に頼らない安全保障政策に転換し、また、核兵器禁止条約に参加し、核保有国と非核保有国との橋渡しを行うことを求める。

(反対意見)

- ・我が国は唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け、しっかりと取り組んでいくべきだと考える。しかしながら、現実を変えるためには、核保有国の協力が必要であり、核を所持していない国だけでは真に核兵器のない世界の実現はないと考える。条約には核保有国は参加しておらず、唯一の同盟国であるアメリカの信頼を得た上で、核兵器がない世界の実現に向けて共に前進していくべきである。
- ・唯一の戦争被爆国である日本が、核保有国と非核保有国との間の真の橋渡し役としての責務を果たしていくためには、立場の違いを超えて核抑止をめぐる建設的な議論、対話を促していくことが欠かせないと考える。また、オブザーバー参加するとともに、締約国会議の広島・長崎への招致や、各国の代表が集う平和祈念式典の時期に合わせた特別会議の開催など、機運の醸成を図るべきと考えるが、本請願の主旨は条約への参加であり、オブザーバー参加は付け足しであるという印象を受ける。

【審査結果】

委員会は、賛成少数で不採択とした。